

総人恩総第204号

平成25年3月27日

(別記) あて

総務大臣

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号）の施行後の退職手当の取扱いについての一部改正について（通知）

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号）の施行後の退職手当の取扱いについて（平成18年3月14日総人恩総第204号）の一部を次のとおり改正し、平成25年4月1日以降、これにより取り扱うこととするので通知します。

#### 記

別表第8口の表第4号区分の項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、同表第5号区分の項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、同表第6号区分の項第4号を削り、同項中第5号を第4号とし、同表第7号区分の項第4号中「平成18年4月以後の国立印刷局給与規則」を「平成18年4月1日から平成25年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「平成18年4月以後平成25年3月以前の国立印刷局給与規則」という。）」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 平成25年4月1日以後適用されている独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「平成25年4月以後の国立印刷局給与規則」という。）の医療職群1等級に格付けされていた者

別表第8口の表第7号区分の項第6号を削り、同項中第7号を第6号とし、同表第8号区分の項第4号中「平成18年4月以後」を「平成18年4月以後平

成 25 年 3 月以前」に改め、同項第 5 号を次のように改める。

(5) 平成 25 年 4 月以後の国立印刷局給与規則の医療職群 2 等級に格付けされていた者

別表第 8 ロの表第 8 号区分の項第 6 号を削り、同項中第 7 号を第 6 号とし、表第 10 号区分の項第 6 号及び第 7 号中「平成 18 年 4 月以後」を「平成 18 年 4 月以後平成 25 年 3 月以前」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(8) 平成 25 年 4 月以後の国立印刷局給与規則の看護職群 1 等級に格付けされていた者

別表第 10 中「別表第 10 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和 29 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業の職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）」を「別表第 10 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 42 号）第 5 条の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和 29 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業の職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）」に改め、別表第 10 イの表第 5 号区分の項及び同表第 6 号区分の項中「平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の国有林野管理職員給与準則」を「平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の旧国有林野管理職員給与準則」に、「平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の国有林野事業管理職員給与準則」を「平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の旧国有林野管理職員給与準則」に改め、同表第 7 号区分の項から同表第 10 号区分の項までの規定中「平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の国有林野管理職員給与準則」を「平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の旧国有林野管理職員給与準則」に、「平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の国有林野職員給与協約」を「平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の旧国有林野職員給与協約」に改め、別表第 10 中「ロ 平成 18 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表」を「ロ 平成 18 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表」に改め、別表第 10 ロの表第 5 号区分の項中「平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている国有林野事業管理職員給与準則」を「平成 18 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において適用されていた国有林野事業管理職員給与準則」に、「平成 18 年 4 月以後の国有林野管理職員給与準則」を「平成 18 年 4 月以後平成 25 年 3 月以前の旧国有林野管理職員給与準則」に改め、同表第 6 号区分の項中「平成 18 年 4 月以後の国有林野管理職員給与準則」を「平成 18 年

4月以後平成25年3月以前の旧国有林野管理職員給与準則」に改め、同表第7号区分の項中「平成18年4月以後の国有林野管理職員給与準則」を「平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野管理職員給与準則」に、「平成18年4月1日以後適用されている月給制職員の基準内給与に関する協約」を「平成18年4月1日以後平成25年3月31日までの間において適用されていた月給制職員の基準内給与に関する協約」に、「平成18年4月以後の国有林野職員給与協約」を「平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野職員給与協約」に改め、同表第8号区分の項及び同表第9号区分の項中「平成18年4月以後の国有林野管理職員給与準則」を「平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野管理職員給与準則」に、「平成18年4月以後の国有林野職員給与協約」を「平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野職員給与協約」に改め、同表第10号区分の項中「平成18年4月以後の国有林野管理職員給与準則」を「平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野管理職員給与準則」に、「平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野職員給与協約」を「平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野職員給与協約」に、「平成18年4月1日以後適用されている基幹作業職員の基準内賃金に関する協約」を「平成18年4月1日以後平成25年3月31日までの間において適用されていた基幹作業職員の基準内賃金に関する協約」に改める。

以 上